

加算利用料金一覧

項 目		概 要	1割負担	2割負担	3割負担
全 員	初期加算（入所後30日間）	（Ⅰ）急性期医療を担う一般病棟入院後30日以内に退院し入所した場合。	¥ 60 /日	¥ 120 /日	¥ 180 /日
		（Ⅱ）入所起算日から30日以内の期間。	¥ 30 /日	¥ 60 /日	¥ 90 /日
	安全対策体制加算（入所時1回）	安全対策を実施する体制が整備されていること。	¥ 20	¥ 40	¥ 60
	夜勤職員配置体制加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たし、都道府県知事に届け出た場合。	¥ 24 /月	¥ 48 /月	¥ 72 /月
	在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合。	¥ 51 /月	¥ 102 /月	¥ 153 /月
	サービス提供体制加算Ⅰ	介護福祉士80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上の場合。	¥ 22 /月	¥ 44 /月	¥ 66 /月
	栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクが高い入所者に対し、週3回以上食事の観察を行い、食事の調整等を図る。かつ、厚労省に情報を提供した場合。	¥ 11 /月	¥ 22 /月	¥ 33 /月
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	少なくとも3か月に1回評価し、厚労省に情報を提供した場合。また、多職種協同し褥瘡ケア計画を作成している場合。	¥ 3 /月	¥ 6 /月	¥ 9 /月
	排せつ支援加算Ⅰ	医師または医師と連携した看護師が入所時等に評価するとともに、少なくとも3か月に1回評価を行い、厚労省に情報を提供した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合。	¥ 10 /月	¥ 20 /月	¥ 30 /月
	自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い、少なくとも3か月に1回、医学的評価の見直しを行うとともに、厚労省に情報を提出した場合。	¥ 300 /月	¥ 600 /月	¥ 900 /月
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	指定した医療機関より3年に1回実地指導を受けている場合。	¥ 50 /月	¥ 100 /月	¥ 150 /月
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況などの基本的な情報を厚労省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	¥ 60 /月	¥ 120 /月	¥ 180 /月
	協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	¥ 50 /月	¥ 100 /月	¥ 150 /月
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。	¥ 10 /月	¥ 20 /月	¥ 30 /月
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護職員の資質向上と労働条件の改善を進めるもの。	1か月の介護総単位数の5.9%		

実費請求

- ・散髪代 2,200円
- ・予防接種（インフルエンザ・コロナのみ対応） 各自治体毎の料金
- ・電化製品 1品目毎に50円/日
- ・請求書郵送料＋事務手数料 200円/月

※詳しくは、相談員にお尋ねください。

加算利用料金一覧

項 目		概 要	1割負担	2割負担	3割負担
該当する方のみ	入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前30日前又は入所後7日以内に自宅を訪問し方針の決定を行った場合。かつ、生活機能の具体的な改善目標を定め退所後の支援計画を行った場合。	¥ 480 /回	¥ 960 /回	¥1,440 /回
	入退所前連携加算	(Ⅰ)Ⅱに加え、入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し利用方針を定めた場合。	¥ 600 /回	¥1,200 /回	¥1,800 /回
		(Ⅱ)退所前に在宅担当介護支援専門員へ必要な調整を行った場合	¥ 400 /回	¥ 800 /回	¥1,200 /回
	退所時情報提供加算	(Ⅰ)居宅へ退所し情報提供した場合。	¥ 500 /回	¥1,000 /回	¥1,500 /回
		(Ⅱ)医療機関へ退所し情報提供した場合。	¥ 200 /回	¥ 400 /回	¥ 600 /回
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	入所日から3ヵ月以内の個別リハビリ実施。その上1ヶ月に1回評価し厚労省へ情報提供、計画の見直しを行っている場合。	¥ 258 /回	¥ 516 /回	¥ 774 /回
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)Ⅱに加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリを行った場合。(週3回を限度)	¥ 240 /回	¥ 480 /回	¥ 720 /回
		(Ⅱ)認知症を有する入所者の入所後3ヵ月以内に集中的にリハビリを行った場合。(週3回を限度)	¥ 120 /回	¥ 240 /回	¥ 360 /回
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)Ⅱに加え、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、多職種が情報を共有・見直し等を行った場合。	¥ 53 /月	¥ 106 /月	¥ 159 /月
		(Ⅱ)リハビリテーション実施計画の情報を厚労省へ提出し活用している場合。	¥ 33 /月	¥ 66 /月	¥ 99 /月
	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命医療が必要となる場合に緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置を行った場合。(1ヵ月に1回、3日を限度)	¥ 518 /回	¥1,036 /回	¥1,554 /回
	所定疾患施設療養費Ⅱ	肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全に対し、診断、投薬、検査、注射、処置等を実施した場合。かつ、医師が感染症対策の研修を受講している場合。(10日間を限度)	¥ 480 /回	¥ 960 /回	¥1,440 /回
	療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合。(1日3回を限度)	¥ 6 /食	¥ 12 /食	¥ 18 /食
	経口維持加算	(Ⅰ)摂食障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して医師の指示に基づき多職種が観察、会議を行い経口による継続的な食事を摂るための計画作成及び管理栄養士による栄養管理を行った場合。	¥ 400 /月	¥ 800 /月	¥1,200 /月
		(Ⅱ)多職種による観察、会議に医師等が参加した場合。	¥ 100 /月	¥ 200 /月	¥ 300 /月
	口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医、歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る計画を作成し技術的助言及び指導を月に2回以上行っている場合。かつ、厚労省に情報を提供した場合。	¥ 110 /月	¥ 220 /月	¥ 330 /月
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)イ 入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。	¥ 140 /回	¥ 280 /回	¥ 420 /回
		(Ⅰ)ロ 施設において薬剤を評価・調整した場合。	¥ 70 /回	¥ 140 /回	¥ 210 /回
		(Ⅱ)(Ⅰ)イ又はロに加え、服薬情報を厚労省に提出している場合。	¥ 240 /回	¥ 480 /回	¥ 720 /回
		(Ⅲ)Ⅱに加え、退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬している場合。	¥ 100 /回	¥ 200 /回	¥ 300 /回

※詳しくは、相談員にお尋ねください。